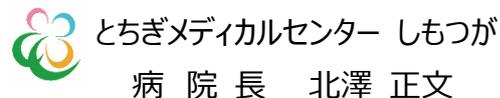


## 在宅療養後方支援病院連携登録のご案内



在宅療養されている患者さんで、事前に在宅療養担当医より当院に登録された方は、在宅療養担当医によって緊急な治療が必要と判断された時、**24時間優先的に入院の受入れ**を行います。

「在宅療養後方支援病院」のご利用には、在宅療養担当の先生の連携登録が必要となります。

### 登録の手順



在宅療養担当医（かかりつけ医）より患者さんに登録のご案内

患者さん（家族）が入院希望登録書に必要事項を記入

在宅療養担当医（かかりつけ医）が診療情報提供書を作成

診療情報提供書および入院希望登録書をあわせて  
とちぎメディカルセンターしもつが地域医療連携室へFAXする

登録完了後、『入院希望登録のお知らせ』をFAXいたします  
(16時過ぎに到着した分は当日の登録にならない場合があります)



※ 連携医療機関様で以下の在宅管理料を算定（入院した日の属する月または前月）されている患者さんが対象となります。

- \* C002 在宅時医学総合管理料
- \* C002-2 特定施設入居時等医学総合管理料
- \* C003 在宅がん医療総合診療料
- \* 在宅療養指導管理料（C101 在宅自己注射指導管理料を除く）



※ 尚、やむを得ず当院で入院治療が行えない場合は、適切な医療機関をご紹介します。

※ 入院希望患者の登録後について、3カ月ごとに情報交換が必要になります。